



土田会計事務所より耳よりミニ情報！

平成 26 年 3 月

ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

平成 26 年税制改正により、「ゴルフ会員権」が「生活に通常必要でない資産」に加えられ、ゴルフ会員権の譲渡損失が損益通算できないこととなります。今回は、この内容についてご説明いたします。

I. 改正前の規定

個人で保有するゴルフ会員権を譲渡した場合は、総合課税されることとなります。そのため、ゴルフ会員権を譲渡したことにより生ずる損失は、他の所得、すなわち、事業所得や給与所得等と損益通算できることとなります。

これまで、ゴルフ会員権を譲渡することにより生ずる譲渡損失は高額に及ぶケースがあり、これと給与所得と損益通算することにより源泉税の還付を受けることができるとともに、それでもなお、控除することができない損失については繰越控除の対象となり、広く節税のスキームとして利用されていた経緯があります。

しかし、一方で、ゴルフ会員権を生活に必要な資産と考えてメリットを受けさせることについて批判的な見解があったことも事実でありました。

2. 平成 26 年改正

今回の改正において、ゴルフ会員権が「生活に通常必要でない資産」に加えられ、平成 26 年 4 月 1 日以降のゴルフ会員権を譲渡したことによる譲渡損失は、事業所得や給与所得等と損益通算することができなくなります。

生活に通常必要でない資産の場合、損失を計上できる事由が災害、盗難、横領に限られるため、譲渡による損失は所得計算上、損失計上することができず、繰越控除も認められないこととなります。

これまで、「生活に通常必要でない資産」は、①競走馬（事業用を除く。）②趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有する不動産 ③貴金属、真珠、書画、骨董、美術工芸品のうち 30 万円を超えるもの と規定されており、ゴルフ会員権は、そのいずれにも該当しないとされていたため、「生活に通常必要でない資産」としての適用を免れておりました。

しかし、今回の改正で、「④趣味、娯楽、保養の用に供する目的で所有する不動産以外の資産」が加えられ、ゴルフ会員権も「生活に通常必要でない資産」に該当することとなります。

これにより、平成 26 年 4 月 1 日以降、ゴルフ会員権を譲渡したことにより生じた譲渡損失は、所得計算上、損失計上が認められないこととなり、他の所得との損益通算ができず、繰越控除も認められないこととなります。

逆に考えると、平成 26 年 3 月 31 日までにゴルフ会員権を譲渡すれば損益通算することができます。最後のチャンスとなりますので、ゴルフ会員権をお持ちの方は、御一考してみてもはいかがでしょうか？

土田会計事務所

担当：菊地 学

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>
e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp
TEL 03-3981-0328
FAX 03-3981-2567